

宗教上の理由により輸血拒否される患者さんに対する当院の方針について

当院では、宗教上の理由により、輸血治療を拒否される患者様に対しては、その意思を尊重し、可能な限り無輸血治療を行うが、輸血以外に救命手段がない事態に至った場合には輸血を行う、いわゆる相対的無輸血を基本方針としております。（これに対し、救命のために必要であっても輸血を行わないことを絶対的無輸血といいます）

患者さん・ご家族に対しては、当院の上記基本方針に関し、十分に説明申し上げ、ご理解と同意が得られるように努めますが、患者さん・ご家族のご理解と同意が得られない場合、治療に時間的余裕がある限りにおいて、他の医療機関での治療を推奨いたします。また、救急搬送時や入院中の症状の急変など時間的猶予の無い場合には、救命を最優先とし、輸血治療に対する患者さん・ご家族の意思に関わりなく、相対的無輸血の基本方針にしたがって治療を行います。

相対的無輸血を基本方針とする当院におきましては、患者さん・ご家族等の関係者から提示される絶対的無輸血に関する免責証書への同意・署名には対応いたしませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

済生会松山病院 院長 宮岡 弘明